

■施設利用要件

※施設によって区内団体・区外団体・区内少人数の利用要件が異なります。利用者登録及び施設利用の際は、各施設のご利用要件に従ってください。詳しくは各施設にお問い合わせください。

施設名	ご利用要件	
生涯学習センター (学習館・ミレニアムホール)	区内個人・区外個人	
	区内団体	構成員が2人以上であり、かつ代表者が区内在住、在勤又は在学者である団体
	区外団体	構成員が2人以上であるが、区内団体に該当しない団体
生涯学習センター (男女平等推進プラザ)	男女平等推進登録団体(優先)	
	区内個人・区外個人	
	区内団体	構成員が2人以上であり、かつ代表者が区内在住、在勤又は在学者である団体
	区外団体	構成員が2人以上であるが、区内団体に該当しない団体
社会教育センター ・各社会教育館	社会教育関係団体(優先)	
	区内団体	構成員が10人以上であり、かつ構成員の7割以上が区内在住、在勤又は在学者である団体
	区外団体	構成員が10人以上であるが、区内団体に該当しない団体
	区内少人数	構成員が1~9人であり、かつ構成員の全員が区内在住、在勤又は在学者である団体
台東リバーサイドスポーツセンター(体育館・少年野球場・陸上競技場)	区内団体	構成員が10人以上であり、かつ構成員の7割以上が区内在住、在勤又は在学者である団体
	区外団体	構成員が10人以上であるが、区内団体に該当しない団体
台東リバーサイドスポーツセンター(庭球場・野球場)	区内個人・区外個人	
柳北スポーツプラザ	区内個人・区外個人	
たなかスポーツプラザ	区内個人・区外個人	
荒川河川敷運動公園運動場・江戸川河川敷野球場	区内個人・区外個人	
区民館・区民館分館	区内団体	構成員が10人以上であり、かつ構成員の7割以上が区内在住、在勤又は在学者である団体
	区外団体	構成員が10人以上であるが、区内団体に該当しない団体
	区内少人数	構成員が1~9人であり、かつ構成員の全員が区内在住、在勤又は在学者である団体
台東区民会館	区内個人・区外個人	
	区内団体	構成員が2人以上であり、かつ代表者が区内在住、在勤又は在学者である団体
	区外団体	構成員が2人以上であるが、区内団体に該当しない団体
環境ふれあい館ひまわり	区内団体	構成員が5人以上であり、かつ構成員の7割以上が区内在住、在勤又は在学者である団体
	区外団体	構成員が5人以上であるが、区内団体に該当しない団体
	区内少人数	構成員が1~4人であり、かつ構成員の全員が区内在住、在勤又は在学者である団体

■利用者登録後の利用可能施設について

1) 個人

利用要件に「区内個人」、「区外個人」がある施設で利用可能です。

2) 団体

団体登録をすると団体区分が振分けられます。団体区分によって、利用可能施設が異なりますのでご注意ください。詳しくは各施設へお問い合わせください。

団体登録をした施設	団体区分	利用可能施設
生涯学習センター 台東区民会館	団体1	・生涯学習センター（学習館・ミレニアムホール） ・男女平等推進プラザ ・台東区民会館
環境ふれあい館 ひまわり	団体2	・生涯学習センター（学習館・ミレニアムホール） ・男女平等推進プラザ ・台東区民会館 ・環境ふれあい館ひまわり
社会教育センター ・各社会教育館 台東リバーサイドス ポーツセンター	団体3	・生涯学習センター（学習館・ミレニアムホール） ・男女平等推進プラザ ・台東区民会館 ・環境ふれあい館ひまわり ・社会教育センター ・各社会教育館 ・リバーサイドスポーツセンター （体育館・少年野球場・陸上競技場）
区民館・区民館分館	区民館団体	・生涯学習センター（学習館・ミレニアムホール） ・男女平等推進プラザ ・台東区民会館 ・環境ふれあい館ひまわり ・社会教育センター ・各社会教育館 ・リバーサイドスポーツセンター （体育館・少年野球場・陸上競技場） ・各区民館・区民館分館

例) 環境ふれあい館ひまわりで団体登録をした場合、環境ふれあい館ひまわりの他に、生涯学習センター（学習館・ミレニアムホール）、男女平等推進プラザ、台東区民会館も利用することができます。

3) 区内少人数団体

団体とは異なり、登録した施設と同じ種類の施設でしか利用できませんのでご注意ください。

登録施設	利用可能施設
区民館・区民館分館	各区民館・区民館分館※
社会教育センター・各社会教育館	・社会教育センター ・各社会教育館
環境ふれあい館ひまわり	環境ふれあい館ひまわり

※例) 東上野区民館で区内少人数登録をした場合、各区民館・区民館分館の利用が可能となります。